

平成 25 年（ワ）第 38 号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原 告 中島 孝 外

被 告 国 外 1 名

原告ら準備書面（被害総論 8）

原告らの被害にかかる主張のまとめ及び今後の立証について

2015（平成 27）年 5 月 19 日

福島地方裁判所 第 1 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安 田 純 治 外

はじめに

本準備書面では、原告らの被害について、従前からの原告らの主張を中間的にまとめて論じるとともに、今後の立証方針について述べる。

第 1 被害にかかる主張のまとめ

1 原告らの被害についての主張の骨子

(1) 本件訴訟の概要及び被侵害利益

本件は、概括的にいえば、本件事故当時、福島県及びその隣接県に居住しており、本件事故で放出された放射性物質によりその居住地を汚染された住民である原告らが、本件事故に責任を負う被告国及び被告東京電力に対し、居住地の原状回復（原告らの居住地の空間放射線量を本件事故前のレベルにまで下げること）及び原状回復がなされるまでの精神的苦痛についての慰謝料を求めている訴訟

である（訴状等参照）。

そして、原状回復請求及び慰謝料請求の根拠である被侵害利益について、原告らは、憲法13条の幸福追求権から導かれる人格権の一種たる平穩生活権、すなわち、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穩な生活を営む権利」と主張している（訴状等）。

(2) 原告らに生じた現実の被害—その多様性と共通性—

原告らは、これまで、本件事故とこれによる居住地域の放射性物質汚染に起因して生じた被害について、詳細な陳述書（甲 T ないし甲 H 各号証）と簡略版の陳述書（チェック方式の陳述書，甲 T ないし甲 H 各号証）を提出している。その被害実態の概略は、訴状及び原告ら準備書面被害総論1・同2，原告個人の被害に関する準備書面（被害各論準備書面）等において述べてきたとおりであるが、その被害の特徴の一つは、原告ら1人1人の居住していた地域，地域汚染の程度（放射線量等），従事していた職業や社会活動，本人の年齢や同居家族の構成，避難行動の有無など，さまざまな事情により，被害の現れ方が異なるということである（被害の多様性）。

例えば，本件事故により，福島第一原発から半径20～30kmの地域及びこれらを越えたこれらの地域に準じる放射性物質汚染が著しい地域は，原発からの距離や空間線量等によって警戒区域，計画的避難区域，緊急時避難準備区域，特定避難勧奨地点等に指定され，国・自治体により避難指示が出された（現在は，帰還困難区域，居住制限区域，避難解除準備区域等に再編が進んでいる）が，かかる政府等指示に基づく避難者（強制的避難者）には，①避難生活そのものに伴う肉体的精神的苦痛や経済的困難，②従前の生活や生業の基盤の喪失，③従前生活していた地域社会からの分断・疎外感，③家族と離れて避難している場合の家族との分断と（放射線の健康影響や帰還の見通しなどについての）意見の対立などが代表的な被害として現れている。これに加え，強制的避難の場合には，地域ぐ

るみでの避難であるため、帰還等をめぐる地域住民間の意見の分断や帰還等の見通しが長期間立たないことなどによる精神的苦痛なども被害として現れる。その平穩生活権侵害の極限的な現れは、除染や時間の経過によっても居住地域の放射線量が下がらず、また長期の避難継続による地域社会自体の崩壊や社会的インフラ（地域医療体制や商店等の生活インフラも含む）の崩壊により、長期間にわたり帰還の見通しが立たないという「ふるさとの喪失」である。この「ふるさとの喪失」は、被害者が本件事故前に居住地で築いてきた生活・職業生活の基盤や社会関係のほとんど全てを喪失したことを意味する。

政府や自治体の指示に基づかない、いわゆる「自主的避難」の場合には、避難生活そのものに伴う生活上経済上の困難や苦痛、従前の生活・生業の基盤の喪失、家族や地域社会からの分断と意見対立などの被害に加え、①自己の避難行動が政府等の公的機関からオーソライズされず、賠償や各種の支援策から取り残されていることによる精神的苦痛や経済的・社会的困難、②事故前に居住していた地域に滞在している者との意識の分断と対立、そしてそれによって増大するさらなる精神的苦痛などが被害として現れることとなる。

「滞在者」（政府等の避難指示が出されていない地域に引き続いて居住する者）の場合には、①汚染地域に滞在し続けていることによる自己及び家族への健康影響に対する不安、②地域の汚染や商圈の縮小などの原因により生業（典型的には農業）が成り立たなくなることへの不安、③環境回復や健康被害予防策の不十分さや遅れによる精神的苦痛、④地域社会内での除染等をめぐる意見の対立による精神的苦痛等の被害が現れている。

このように、本件事故による被害の現れ方は、多様である。それは、人の物理的生存の場であるだけでなく、社会的生存の場である「地域」が放射性物質に汚染されたことにより、およそ、人の人格的生存に関わるあらゆる側面において被害が生じているばかりでなく、被害が複雑に関係し合い、増幅拡大しているからである。

しかし、これらの多様な被害には、共通性も存在する。まず、これらの被害の根源には、「放射性物質による地域汚染と、これによる放射線被ばく」という客観的事実が存在することである（被害の「根」）。これにより、汚染地域に居住する住民は、「健康影響への強い不安や懸念」を抱かざるを得ないこととなった（被害の「幹」）。このような中で、地域住民は、それぞれ自らのリスク判断によって一定の行動（避難をするか、地域にとどまるか）などをとらざるを得なかった。しかし、避難すれば、放射線被ばくによる健康リスク（及びそれに対する不安）が軽減できるものの、個人の社会生活にはさまざまな支障が生じることとなる。逆に、地域にとどまれば、社会生活上の支障は少なくできるものの、放射線被ばくによる健康リスク（及びそれに対する不安）を抱えながらの生活を余儀なくされる（被害の「枝」）。このように、個人の行動や選択（理不尽な選択）によって、その後の被害が個々人によって異なる現れ方をすることになる（被害の「実」）。

2 被告らの主張及びこれに対する反論

(1) 被害についての被告らの主張

上記のような原告らの被害について、被告らは、概略、以下のような主張をしている。すなわち、まず、被告東京電力は、①『『国際的に合意されている科学的知見』によれば、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いとされ、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていることなどを踏まえれば、原告らが年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難である』（被告東京電力準備書面（4）、同（11）等）旨主張する。また、被告東京電力は、②原子力損害賠償紛争審査会（以下、「原賠審」という。）が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）等及び被告東京電力が自ら策定した精神的損害の賠償に関する基準の

内容には合理性があり、これらの基準に基づき、それぞれの区域等の事情に応じた合理的かつ相当な精神的損害の賠償を行っているから、これとは別個に精神的損害の賠償を求める原告らの請求には理由がない（被告東京電力準備書面（6）等）旨の主張もしている。他方で、被告国は、「原告らの主張する『放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活を送る権利』（平穏生活権）なるものの中に、国賠法上保護された利益に当たるものが含まれているとしても、…中間指針等において示された…考え方等に照らせば、中間指針等で示された賠償の範囲を越える部分については、特段の主張立証がない限り、相当因果関係は認められないというべきである。少なくとも、原告らが主張する慰謝料の根拠とする精神的苦痛のうち、不安感や危惧感にとどまるものは、本件事故との相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ない」（被告国第7準備書面）旨主張している。この被告国の主張は、上記被告東京電力の主張のうちの②に類するものと言える。

(2) 被告らの主張に対する反論

上記のような被告らの主張に対する反論について、原告らは、すでに原告ら準備書面被害総論3、同4、及び同7等において詳細に反論を行っている。

ア 被告東京電力の①の主張について

被告東京電力の上記①のような主張については、その意味するところは必ずしも一義的に明らかではないが、被告東京電力としては、本件事故と原告らが被った精神的苦痛との相当因果関係がないことを主張するか、あるいは、いわゆる「受忍限度論」を含意するとも理解することが可能である。

しかし、被告東京電力は、ICRP（国際放射線防護委員会）等の見解を取り上げ「国際的に合意されている科学的知見」と主張するが、従前より原告らが主張しているように、本件事故によって放出され原告らの居住地を汚染した放射性物質による低線量被ばくの健康影響についてはさまざまな見解が公表され報道されており、その中には、健康影響のおそれを強調するものも多い（原告ら準備書

面（５）等）。そもそも、１００ミリシーベルト未満の被ばくによる健康影響及びその程度については、いまだに未解明の部分も多く、「科学的知見」が一義的に明確であるとは言えない（ICRPが、１００ミリシーベルトを下回る低線量被ばくの健康影響についてLNT仮説、すなわち直線的しきい値なし仮説をとっているのは、科学的には確定していないものの低線量被ばくの危険性を指摘する多くの研究文献が存在しているというその重みによるものである）。健康影響についてさまざまな言説がある中で、実際に居住地を汚染された被害者がどのように判断するかは、客観的な被ばく線量等の数値で機械的に割り切ることができるものではない。地域の汚染状況や本件原子力発電所からの距離等の客観的事情はもとより、職業や家族構成、あるいは個人の生活史等の属人的主観的事情により、個人毎に異なる。そして、被ばくによる健康影響については、科学的に未解明とされる部分が多く、長期的な将来の健康影響に対する不安であることから、一般人の心理からして、より深刻に受け止められる傾向が存在する（これらの社会心理学的知見の存在については、原告ら準備書面被害総論３、同７等において、多数の文献等を引用して詳述したところである。また、より直接的には中谷内一也同志社大学教授の意見書及び同人の専門家証人尋問等により立証する）。

また、原告らの被害の中核をなす平穏生活権の侵害は、放射性物質による地域汚染を根源とし、これにより余儀なくされた放射線被ばくの健康影響への不安・懸念を経由して生じるさまざまな生活への支障・影響を内容とするものであって、被ばくによる健康影響そのものではない。したがって、原告らの請求の当否を論じるにあたっては、被ばくによる健康影響そのものの大小だけではなく、これに対する不安・懸念を経由して生じる多種多様な生活への支障・影響の現れを、それとして直視する必要がある。被告東京電力の上記のような主張は、本件事故の被害を、事実上、健康影響（あるいは被ばく線量）のみに矮小化し、被害者らの生活上の支障や精神的苦痛を無視するものであり、また、「科学的に見て深刻な健康影響がないという知見があれば、被害はない」という前提に立つ点でも誤り

である。現実にも、本件事故の被害者らの被害の程度が、居住地の汚染の程度（空間放射線量の大小）とは直接比例関係に立たないことは、「福島子ども健康プロジェクト」が実施した「福島原発事故後の親子と生活と健康に関する調査」によっても裏付けられているところであり（甲 C47等）、この調査を行ったプロジェクトの代表である成元哲中京大学教授の証言からも明らかである。

さらに、上述のように、被告東京電力の主張は、事実上「受忍限度」を主張するものと解釈する余地もあるが、これについても、そもそも侵害された法益と加害行為が担うべき法益との均衡が全くとれていないことや、原告らが過去において余儀なくされ、また現在も余儀なくされ続けている被ばくが原告らにとって何の便益をももたらすものではなく正当化の余地がないこと、放射線被ばくの健康影響についてはしきい値がないとする LNP 仮説が採用されていることなどからして、誤りであることは明らかである。さらに、被告東京電力が持ち出している「20ミリシーベルト」という数値についても、本件事故当時の我が国の法令が、かかる数値を規制基準等として採用していなかったことから見ても、何ら根拠はないことについては、すでに詳しく主張したとおりである（原告ら準備書面被害総論7）。

イ 被告東京電力の②の主張及び被告国の主張について

被告東京電力の上記②の主張と被告国の主張は、いずれも、要するに、原告らが本件事故及びこれに起因する放射性物質汚染によって被った精神的苦痛は、中間指針に基づいて現実に賠償された額を上回るものではないとするものである。さらに、被告東京電力が主張し今後も主張立証するとしている「既払いの抗弁」についても、上記のような主張を背景にしているものと考えられる。

これらに対し、原告らは、原告ら準備書面被害総論4においてすでに反論しているところであるが、原賠審の中間指針等やそれを策定した原賠審の議事録等をも十分検討しつつ、原告らが本件訴訟において請求している精神的苦痛に対する賠償と、中間指針、原子力損害賠償紛争解決センターの総括指針あるいは被告東

京電力自らが策定した賠償基準に基づく賠償とは、そもそも評価対象が異なり重複していないこと、そもそも中間指針等は、あくまでも、当面の最低限の賠償基準を示したものであって、このことは、中間指針自体が「中間指針に明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害賠償も含めて…迅速、公平かつ適正な賠償を行うこと」「中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められる…」などと述べている通りであることを明らかにしたところである。また、中間指針等の基準自体、重大な問題を含んだ不十分なものであることをも明らかにしてきたところである。

このように、被告東京電力及び被告国の主張は、いずれも理由がない。

- 3 以上のように、原告ら個々人の被害の現れ方は多様であり、その程度もさまざまである。しかし、他方では、その被害については、放射性物質による地域汚染と放射線被ばくという客観状況に根源が存在し、そのさまざまな被害の背景には、被ばくによる健康リスクへの不安がある。これらは、本件原告らを含む被害者らの被害に共通している。そうであるからこそ、個々の原告らに生じたさまざまな生活上の支障を含む多様な被害を、「生命・身体に直結する平穏生活権の侵害」として包括的に評価しうる基礎が存在するのである（原告ら準備書面被害総論 1・同2等）。すなわち、原告らの被害の核心は、居住する地域が放射性物質という毒性物質によって汚染されたことによって、平穏な生活が妨害され、生活上さまざまな支障や困難をきたしているというところにあり、それは原告らに共通するものである。そして、地域の汚染の程度（居住空間の放射線量）、政府自治体等による避難指示の有無、職業や家族構成等、さらには個々人がとった対処行動等の諸事情によって、被害の現れ方や程度に差異が生じることになるのである。本件事故に起因する原告らの被害を正しく把握するためには、こうした被害の多様性と、その根底にある共通性（被害の根源及び被害発生メカニズム）を深く理解する必要がある。

4 本件における被害についての争点

本件における被害についての争点は、原告らが本件事故により蒙った被害が、既存の中間指針等によって評価し尽くされているものか、換言すれば、本件事故により原告らにもたらされた「平穩生活権」の侵害が、原告らが本件において求めている原状回復や損害賠償による法的な救済が必要な程度であると言えるかという点である。

被告らは、原告らの被害の主張について、「争点の整理がなされていない」などとして、原告らの求める被害立証にことごとく抵抗している。しかし、被害についての争点は十分に明らかであって、中谷内和也教授の尋問、早期の検証や原告本人尋問を行って何ら差し支えない段階に至っている。

第2 被害立証の方針について

1 被害立証の全体的方針及び立証計画

これまで何度も繰り返し述べてきたように、原告らが蒙った被害は、さまざまな客観的・主観的要因によって、その現れ方は多様である。特に、本件は、放射性物質という毒性物質によって原告らの居住地を含む広範な地域が汚染されていることから、汚染地域に居住していた（している）地域住民の被害は、その生活・生業のあらゆる分野に及ぶ。しかも、本件は、現在までに原告数3800名を超える大規模訴訟となっていることから、個々の原告らの被害実態を、全員について、個別かつ詳細に立証することは困難である。

しかし、すでに述べた被害構造（放射性物質による地域汚染と、これによる放射線被ばく）すなわち被害の「根」→「健康影響への強い不安や懸念」すなわち被害の「幹」→その中で「個人のとった行動・選択」すなわち被害の「枝」→個々の多様な被害すなわち被害の「実」からすれば、原告らの被害の現れ方及び被害の程度は、ある程度類型化して理解することが可能である。このことについては、原告ら準備書面被害総論5において、滞在者と避難者ごとに、主な被害の現

れ方と、被害の現れ方（及び程度）に影響する要素を示したとおりである。

原告らは、このような被害者の数、被害実態及び被害に影響する要素を考慮し、その被害の中核部分をなす「生命・身体に直結する平穩生活権侵害」については、いわば典型的代表的原告において本人尋問や詳細な陳述書等により詳細な個別立証を行い、具体的な被害の現れ方や被害に影響する諸要素を裁判官に把握していただいた上で、その他の原告については、これらの個別立証の結果を踏まえ、チェック方式の簡略な陳述書の提出などにより被害立証を行い、被害を類推して理解していただくことを予定している。

同時に、個別立証とあわせて、その前提として被害構造や現実の被害実態を正しく理解していただけるよう、原告らの被害等についての社会調査の結果について成教授の尋問等（すでに実施済み）や一般人のリスク認知についての特性について心理学者である中谷内和也教授の尋問等を行い、原告らの避難前の居住地、現在の居住地、その生活環境等の周辺事実を、五感をもって理解していただくための検証を予定している。

特に、検証実施の必要性については、別途意見書を提出しているが、原告らが予定する各検証は、主として個別立証を予定する原告らの避難前の居住地や現在の居住地、その生活環境等を検証の対象とするものであり、原告らの被害実態を、裁判官自ら追体験し、体感していただくために不可欠である。このように、検証は、いわば、個別立証の前提をなすものであると言えるため、是非とも早期に実施していただきたい。

2 原告本人尋問及び御庁作成の「集団訴訟原告本人尋問リスト（第11回期日）」について

上記のように、被告らは、被害立証、なかんづく原告本人尋問について、時期尚早などと抵抗しているが、被告東京電力は、前回の弁論期日において御庁が示した「集団訴訟原告本人尋問リスト（第11回期日）」についても、自らが認める類型化の指標以外の指標（性別、本件事故時の年齢、職業等）については、「原

告らもこれらの類型化に基づいて原告間で異なる損害額の請求をしているものではなく、また、一般にもこれらの差異によって本件事故による精神的苦痛の程度が異なると一概に解することは困難であり、かかる差異を設けることはかえって被害者間の不公平感を生じさせかねず相当でないこと、職業上の損害に関しては精神的損害とは別途に本件事故と相当因果関係を有する範囲において就労不能損害、逸失利益や追加的費用の損害賠償がなされている」などと主張し、「これらの要素に基づいて原告本人尋問の対象者の選定を行う必要はない」などと述べている（被告東京電力の「原告本人尋問の申出に対する意見書（2）」）。

しかし、これは被告東京電力が、原告らの被害についてきわめて皮相な理解しかしていないことを自白しているものに他ならない。

これまで原告が何度も繰り返し述べているように、原告らの被害の中核部分をなすのは「平穏生活権の侵害」であるところ、平穏な生活とは、人間の生活空間（生活環境）をなす自然の空間を土台に、物理的な生存を可能ならしめる物的な要素（例えば衣食住など）のほか、家族生活、職業生活、地域での社会的交流などの人的要素も含めた総体を意味する。本件事故は、人の居住する地域を汚染することによって、それら人の平穏な生活を構成するそれぞれの要素のすべてを破壊し、または容易に回復しがたいまでの変容をもたらしたのである。そのことから、被害者らは、多種多様な被害を蒙っているのであるが、そうであるからこそ、その被害の現れは、被害者らの居住地、地域の汚染状況、原発から居住地までの距離などの物理的要素だけでなく、性別、年齢、職業、家族構成、原発事故後の回避行動、あるいは生活歴等の属人的主観的要素によって、多種多様な発現形態をとるのである。そのためにこそ、原告らは、一人一人の被害の全体像を立証しようとしているのである。

たとえば、放射線感受性が強いとされる小さい子どもを育てる母親は、そうでない者に比べ、自らの子どもの将来の健康影響に対する不安や懸念を抱きやすくなるし、農業等の屋外作業に従事する者は、屋内中心に仕事をする者に比べ、地

域に留まる放射性物質による被ばくの影響を受けやすくなる。また、自らの過去の生活において、がんなどの重篤な疾病に罹患した経験を持つ者や家族の中にそうした経験をした家族がいる者は、被ばくによる健康影響について強い不安や懸念を抱きやすくなる。あるいは、農業など人の口に入る食品の生産や加工等を生業とする者は、自らの生産加工している製品が安全なのかについて強い不安を抱くことになるばかりでなく、製品についての放射線量検査を受けるなど、(本件事故前には必要でなかった)多くの余分な作業を余儀なくされることになり、そのことによる精神的苦痛を被ることとなる(これらの精神的苦痛は、逸失利益や検査にかかる追加費用の賠償を受けることによって慰謝されるものではない)。

なお、被告東京電力は、原告らは「原告らに共通する精神的損害」の賠償を求めているというが、原告らは、原告らに共通する一個の精神的損害があると主張しているものではなく、原告らは、被害者らがそれぞれに多様な現れ方をとる精神的損害を被っているものの、その中核部分(被害の根源が放射性物質汚染にあること、被害の背景には、被ばくによる健康影響への強い不安や懸念が存在すること)が共通であり、かつ、それらは平穏生活権の侵害の現れとして共通に理解することが可能であると主張しているものである。被害の現れ方やその程度の違いはあっても、その共通する側面をとらえて、一部請求として一律の請求をしているに過ぎないのである。

こうした面から見る時、原告の被害についての類型化は、これらの諸要素を可能な限り適切に反映して行われるのが望ましいことは言うまでもなく、これらの諸要素を捨象すべきとする被告東京電力の見解は、本件事故被害の理解を空疎にし、過小評価するもので失当である。半面、御庁の作成した「集団訴訟原告本人尋問リスト(第11回期日)」は、これらの諸要素を勘案したものになっており、基本的に正当なものである。御庁のリストには、本件事故前の家族構成(特に、同居家族の中に18歳以下の子どもがいたか否か)は含まれていないが、これについても、上記のように、適切に考慮すべきであると考えられる。

御庁は、同リストにおいて、原告らが個別立証の対象者として尋問申請をした35名の原告について、これらの項目に従った整理を行っているが、これを見ても、原告らが選定した35名の原告の尋問を実施すれば、原告らが蒙った多種多様な被害について、ある程度まんべんなく拾い上げられるであろうことは容易に推測でき、原告らの尋問対象者の選定が、被害の類型的な把握の観点からも適切であることは明らかである。もし、被告らが、これらにあてはまらない被害の有無を立証しようというのであれば、被告らも独自に尋問対象者を選定すればよいだけのことである。

なお、被告東京電力は、特定の尋問対象原告について、「家族の自死という極めて個別的な事情に関する記載が多数見られ、かつ、かかる事情に関しては、すでに裁判外の和解仲介申立事件において和解が成立しているから、尋問対象者とするのは不相当である」と主張する。しかし、当該原告についての裁判外の和解仲介手続においては、本件事故と家族の自死との間の相当因果関係が存在することを前提とした和解案を双方当事者が受諾して和解が成立したものであって、家族の自死という事情は、当該原告の平穏な生活の侵害という被害の、まさに極限的な発現形態ともいえるものであるから、被告東京電力の主張は、きわめて不当な「被害隠し」であると言わざるを得ない。

第3 まとめ

以上のように、本件事故の被害については、原告らはすでに主張の骨格を明らかにしており、かつ、争点も明確である。原告らは、被害の立証計画も明らかにしており、すでに、詳細な陳述書やチェック方式の簡略な陳述書についても、追加提出分を含めて、全原告世帯の約9割が提出済みとなっている。かかる状況を踏まえ、御庁におかれては、原告本人尋問の前提と言える専門家証人尋問、検証等を早期に実施されたい。

以上